

近距離の移動（電車・バス・タクシー）

[illegible]

「片道/往復」に「往復」と入れると片道運賃の2倍を計上します。3万円未満の電車・バス代は領収書がなくても、帳簿に「3万円未満の鉄道料金」などと書けば仕入税額控除ができます。タクシー代はこの特例の対象外なので、領収書を添付してください。

申請者	上長承認	経理確認